

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 2 月 2 8 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 牛島 洋 (公印省略)

1. 調達内容

(1) 調達物品及び数量 リモートアクセス用ソフトウェア 一式

(2) 調達物品の仕様 購入仕様書による。

(3) 納入期間 購入仕様書による。

(4) 納入場所 購入仕様書による。

(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、か免税事業者であるかを、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

2. 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「電子計算機類」又は「その他」の資格保有者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

直接交付 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウエーブ1006階

国立研究開発法人水産研究・教育機構

総務部調達課

電話 045-277-0133

FAX 045-277-0218

宅配便着払いによる交付 リモートアクセス用ソフトウェア一式

任意書式に「リモートアクセス用ソフトウェア一式、担

式入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担

当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記あて

FAX送信すること。

メールによる交付 リモートアクセス用ソフトウェア一式

任意書式に「リモートアクセス用ソフトウェア一式、担

式入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担

当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、

上記あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和5年3月6日までに上記3.あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表する。

とにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、個人に関する情報であって特定の財産権等を侵害するおそれがある記述がある場合は、当該箇所に伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和5年3月15日 11時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和5年3月14日 17時00分
3. に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の及びいずれにも該当する契約先
当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{注1}として再就職していること
当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{注2}
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
当機構との間の取引高
総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8 . 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科省決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大 schools いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品 名 リモートアクセス用ソフトウェア
2. 数 量
 - (1) リモートアクセス用ソフトウェア・・・900 ライセンス
 - (2) リモートデスクトップ用ソフトウェア・600 ライセンス
3. ライセンス利用期間 令和5年4月1日から12ヶ月間
4. 納入期間 令和5年4月1日～令和5年4月3日
ただし、6.仕様(2)に記載している、現在、当機構が利用しているソフトウェアを継続納品した場合は、受注者は、上記納入期間内に e-Jan ネットワークス(株)からの納品通知のライセンス数と契約数量が一致していることを確認し、報告を行うこと。本報告も納品物の一部とし、検査の対象とする。
5. 納入場所 神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25
テクノウェイブ100 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
6. 仕 様
 - (1) ソフトウェアを使用する対象端末(以下「対象端末」)は以下の通りとする。
ノート型パソコン
スマートフォン及びタブレット端末
Windows(10以降)、macOS(10.14以降)及び iOS、iPadOS、Androidの最新OSにて利用可能であること。
 - (2) 現在当機構にて利用中の当該ソフトウェアは、リモートアクセス用ソフトウェア「e-Jan ネットワークス(株) CACHATTO SecureBrowser」、リモートデスクトップ用ソフトウェア「e-Jan ネットワークス(株) Splashtop for CACHATTO(オンプレミス版)」である。これ以外のソフトウェアを選択して納品する場合には、ライセンス利用開始日よりソフトウェアが利用できるよう、環境(システムテストが実施できる環境や、職員がライセンス利用開始日よりソフトウェアを利用するための準備ができる作業手順書 1,2等)を契約締結日以降から整え、ソフトウェア納入期間前までに準備しておくこと。また、新たにサーバ構築が必要な場合には、当機構が指定する環境にソフトウェアを利用するためのサーバ環境(現在利用しているソフトウェアからのユーザーデータ移行や、システム管理者用の管理画面等を含む)を構築すること。
 - 1 基本的なパソコンスキルしか持たない職員がそれを読んで間違いなく作業を完了できる手順書(対象端末のOS全てに対応したもの)
 - 2 システム管理者が管理画面を操作してライセンス管理等のシステム運用ができるための手順書
 - (3) ライセンス利用期間内に対象端末のOSがメジャーアップデート等により後継OSがリリースされた際は、本ソフトウェアにおいても後継OSに遅滞なく対応

したものを提供すること。

(4) 主な機能要件は下記のとおりとする。

- (ア) リモートアクセス用ソフトウェア及びリモートデスクトップ用ソフトウェアは専用アプリケーションにより利用可能であること。
- (イ) 当機構のサーバ(以下、リモートアクセスサーバ)にソフトウェアを導入し、リモートアクセス環境を整備することにより、インターネット上のアクセスポイントに対象端末から VPN を使用しない暗号化された通信でアクセスできること。
- (ウ) アクセスポイントへの接続時、2要素以上の認証方式を講じる機能を有すること。また、アクセスポイントは24時間365日運用監視できること。
- (エ) 使用する暗号化方式は、入札時点で CRYPTREC が公表する電子政府推奨暗号リストに掲載されている方式を採用していること。また、証明書鍵長は1,024bit以上に対応し、通信鍵長は128bit以上に対応可能であること。なお、利用期間中に当該暗号方式が危殆化した場合は、より強度な暗号化方式に変更ができること。
- (オ) リモートアクセスサーバからアクセスポイントへの通信は、アウトバウンド HTTPS で実施できる機能を有すること。なお、アクセスポイントはインターネット上で提供されているサービスとし、海外からも利用ができること。
- (カ) Microsoft Office の Word、Excel、PowerPoint の最新版のソフトウェアで作成されたファイル及びテキスト形式、PDF 形式のファイルの閲覧が可能なこと。ただし、対象端末のスクリーンショットは抑制できる機能を有すること。
- (キ) 閲覧データはアクセスポイントを通過し対象端末へ転送が完了した時点でアクセスポイントから消去できる機能を有すること。
- (ク) 機構が利用しているメールサーバと連携し、機構メールが利用できること。なお、メールサーバはイントラネットまたはクラウドサービスのいずれの環境に構築された場合でも利用ができ、且つ以下の機能を有すること。
メールの送受信 メール一覧表示 メール詳細閲覧 添付ファイル閲覧
添付ファイル編集 既読メール変更 未読メール変更 メール検索 プッシュ通知 (iOS 端末と Android 端末が対象)
- (ケ) 対象端末内に閲覧情報(メール/添付ファイルなど)を保存させない機能を有すること。また、対象端末で閲覧できる情報を専用アプリケーション外にコピー&ペーストをさせない機能を有すること。
- (コ) (ク) の他、システム管理者用の管理画面で設定することにより、当機構が利用している他の Web システムやファイルサーバと連携できること。
- (サ) 指定した時間、無操作状態であった場合に、自動ログオフできる機能を有すること。
- (シ) リモートアクセスする端末の個体認証が行える機能を有すること。認証できる端末は1ライセンスあたり4台以上登録可能なこと。また、管理者により利用可能端末を制限できる機能を有すること。
- (ス) ログインパスワードを規定回数間違えた場合、アカウントロックができる機能を有すること。また、リモートアクセスサーバと機構メールサーバ間にてメールアカウント、パスワードで認証を行い専用アプリケーションとリモートアクセスサーバ間では、ログインごとに有効なワンタイムパスワード又はマトリックス認証等を利用し、2要素以上の認証を講じることが可能な機能を有すること。

- (セ) Jail Break (脱獄) や Root 化された対象端末を検知し、接続抑止できること。
 - (ソ) 管理者のパソコンブラウザ上から ID 及びパスワードを入力し、本システムの管理画面にログインできること。また、許可されているアカウントのみ、機構が利用しているメールサーバに接続できる制限をかけられること。
 - (タ) 管理画面から本システムに係る各種設定、稼働状況の確認、操作ログのダウンロード、設定情報のバックアップ機能、利用者の登録、削除及び変更ができる機能を有すること。また、CSV 形式等で一括登録又は削除ができること。
 - (チ) ユーザマニュアル及び管理者マニュアルは日本語であること。
 - (ツ) リモートアクセスサーバの OS は、Linux(RHEL, CentOS)も利用できること。
 - (テ) プロキシサーバを経由した通信ができること。
 - (ト) AD サーバもしくは LDAP サーバとの連携ができること。
 - (ナ) ユーザーもしくは対象端末毎にセキュリティポリシーの設定・変更ができること。
 - (ニ) リモートアクセスする端末から直接、機構内のクライアント端末にアクセスができないこと。
 - (ヌ) リモートデスクトップは、接続先端末の画面をゲートウェイサーバへ転送することにより、リモートアクセスする端末にデータを保持することなく利用できること。
 - (ネ) ゲートウェイサーバは、当機構のサーバと認証情報を同期し、リモートアクセスする端末の接続を制限できること。
- (5) その他詳細については担当職員の指示に従うこと。